

国立研究開発法人「科学技術振興機構(JST)」
社会技術研究開発センター(RISTEX)
研究開発領域「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」

多専門連携による 司法面接の実施を促進する 研修プログラムの開発と実装

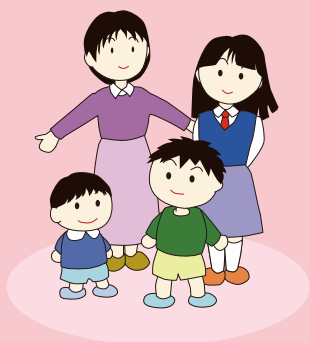
NEWS LETTER

4

March, 2018

INDEX

- 供述鑑定の観点からみた「司法面接法」 … 1
- 多専門連携による司法面接の推進と実事例支援 … 2
- 司法面接と心理臨床の連携 … 3
- 通訳・仲介者のいる面接のあり方と支援 … 4
- トレーナー活動報告 … 5
- イベント実施リスト … 6



ニューズレターvol4では特別ページとして、供述鑑定の領域において著名な浜田寿美男先生より、供述鑑定の観点からみた「司法面接法」についてご執筆いただきました。

「司法面接法」は 面接の場の 技法で閉じない

奈良女子大学名誉教授
浜田 寿美男



ある人が自身で体験したことを、周囲の人たちが正確に聴き取る。それは日常の人間関係を円滑に進めるためにも必要なことだが、犯罪被害の体験についてこれを聴き取る場合は、まさに必須のことである。まして自己表現の力が十分ではない子どもについては、その体験の聴き取りに工夫が必要になるのは当然で、その意味で、「司法面接法」がわが国にも大きく広がってきていることは、遅きに失した感はある、大きな一歩として評価したい。ただ、体験聴取の問題は面接の場の技法にとどまるものではない。そのことを自覚しておかなければ、この技法を用いたことが聴取の正確性の証であるかのように捉えられて、かえって危険な役割を果たしてしまうことも知っておかなければならない。

子どもが犯罪被害を受けたとして裁判になり、その被害供述によって加害者とされた人から供述鑑定を依頼されるケースがある。弁護士から提供された証拠資料を見ると、最近では、そこに捜査官が「司法面接らしき技法」をもちいて聴取したDVDが入っていることがある。そのDVDを見るかぎり、捜査官は子どもに対して誘導的な聴き取りにならないよう努力していることが読み取れる。しかし、面接の場でそのような努力をすることで、どこまで体験聴取の正確性を保証できるかが問題である。というのも、多くの場合、子どもたちは面接の場にやってくるまでの間に、周囲の身近な大人たちから「問題の体験」について予断をもってさんざん聞かれていて、すでに汚れた情報の渦の中にいるからである。とりわけ性的被害を受けたとして訴える事件では、当然のことかもしれないが、周囲の大人、とりわけ親が不安になり怒りに駆られて、面接の場に来る以前のところで、子どもからその体験の聴取を繰り返している。もちろん、そこで正確な聴取が行われていればよいのだが、それが難しい。

司法面接法をその本来の意味で用いるのであれば、面接の場で技法を適切に用いると同時に、その面接以前のところで、子どもたちが問題の体験について周囲からどのように聞かれてきたのかを十分に押さえて、その危険性を付記することが必要ではないだろうか。供述分析の体系化を目指したA.トランケルは、『証言のなかの真実』（金剛出版）のなかで、子どもからの聴き取りの問題を、その体験聴取をめぐる社会心理学的調査のなかに位置づけて検討すべきことを説いている。体験供述のなかから、どのようにして正確な体験を取り出してくるかを考えるうえで、是非この本なども参考にしてほしい。

多専門連携による司法面接の推進と実事例支援 (要素研究について)

仲グループ活動報告

仲グループで実施している研究の一部をご紹介します。

司法、福祉、心理の専門家による虐待認知： 仮想的な虐待への対応の種類と頻度に関する認識

立命館大学 総合心理学部 仲 真紀子

2017年9月に久留米で開催された、日本心理学会第81回大会において仲がポスター発表を行なった研究の内容についてご報告します。

司法と福祉の専門家を対象に行った調査(仲、2016、2017)では、「制度がない」「立場や目的・方法が違う」「理解・経験不足」「実質的問題(時間、場所、人の不足)」などが連携を阻む要因として挙げられていました。なかでも、各機関の立場や目標・方法の違いは「連携を阻む度合いが高い」要因として認識されていました。こういった「違い」には、特定の行為を「虐待」だとする見方の違いや、どう対応すればよいかという認識の違いも含まれるかもしれません。本研究では司法、福祉、心理の各専門家を対象とし、虐待事案への対応に関する認識を調査しました。

司法面接研修に参加した司法(警察・検察等)、福祉(児童相談所、福祉施設等)、心理(児童相談所、福祉施設等)、その他の専門家、計184名を対象に、質問紙調査を実施しました。調査の内容は、厚生労働省が例示する身体的、性的、心理的虐待、ネグレクトの25項目を虐待項目とし(図1を参照)、各項目につき、その疑いがあった場合に「可能な対応」として重要だと思われるもの全てを、「非加害親相談支援(以下、相談支援は支援と略)」、「加害親支援」、「子ども一時保護」、「子ども分離」、「連携での司法面接」、「加害者事情聴取」、「加害者逮捕」、「加害者起訴」の8種類の選択肢から選ぶよう求めました。

その結果、それぞれの「可能な対応」が選ばれた頻度については、「加害者事情聴取」が最も高く(15.4)、「加害者起訴」は最も低いことが示されました(5.03)。司法の専門家が「加害者聴取」を他よりも高く、「加害者起訴」を他よりも低く評定したのに対し、福祉・心理の専門家では、「加害者事情聴取」、「加害者支援」、「一時保護」、「分離」の頻度に差がないことがわかりました。なお、司法の専門家では「司法面接」の頻度が「非加害親支援」、「子どもの分離」と同定度であり、「加害者逮捕」、「加害者起訴」よりも高かったのに対し、福祉・心理の専門家では「司法面接」の頻度は「逮捕」、「起訴」と同程度で相対的に低いことが示されました。以上の結果は、各職種によってどのように対応するか(各対応の頻度)において、その認識には職業や性別による違いがあることを示唆しており、機関同士の認識の違いを共有していくことが、より効果的な連携・虐待対応のために有用だと思われます。



図1：対応種類 対応種類の数

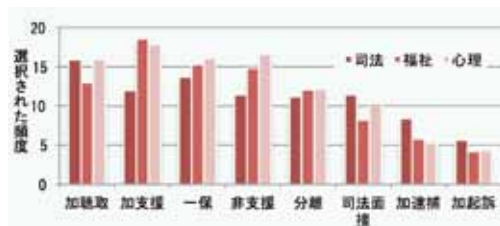


図2：対応頻度

司法面接で聴取される情報の記録・整理のためのアプリケーション： ネットワーク機能の追加

立命館大学 OIC総合研究機構 武田 知明

司法面接では、「～した」「そして、～した」等の時間軸に沿った出来事(エピソード記憶)と、人物や場所に関する知識(意味記憶)の二種類の情報を聴取することが重要です。本研究では、Shepherd(2007)のSE3Rの概念に基づき、聴取した情報をエピソード記憶と意味記憶に分けて記録するアプリケーションを作成しました。さらに、このアプリケーションにネットワーク機能を付加し、面接中の情報共有を可能にしました。研究の成果を、日本教育工学会第33回大会において報告しました。



図3



子どもへの聴き取りにおいて補助物を用いることの効果

立命館大学 OIC総合研究機構 上宮 愛

上宮・仲(2010)では、プラスチック性のデッサン用人形(リカちゃん人形の様なサイズ)を用いて、動作、位置情報、身体部位への接触、物の移動など、言語化することが難しい情報について子どもに報告させる場合(人形条件)と言語のみで報告させる場合(言語条件)を比較検討しました。その際、人形が小さすぎる、人形の手足などの可動域が限られるなど、改善が必要な点がありました。現在、医療現場などで子どもに医療処置について説明する際に使用する布製のキワニズドールと呼ばれる人形を用いて、人形を使って報告させる条件と言語のみで報告を求める条件の比較を行っています。

司法面接と心理臨床の連携 (要素研究について)

田中グループ活動報告

四天王寺大学 人文社会学部 准教授 田中 晶子(田中グループ代表)

田中グループでは、事実確認と心身のケアとの連携促進を目指したプログラム開発とともに、様々な要素研究にも取り組んでいます。ここでは、これまで取り組んでまいりました研究テーマや成果報告についてご紹介したいと思います。

●心身のケアを専門とする実務家の方を対象に、司法面接に関わる実践の現状と多職種連携のありよう・試み・意識に関するインタビュー調査を実施しました。さらに、多職種連携に関わる実践の具体と今後に向けた展望に関するアンケート調査を質的に分析し、よりよい多職種連携のありようについて検討しております。



●聴取方法の違いが子どもからの聴き取りにどのように影響を及ぼすのかについて、幼稚園児(5,6歳児)を対象とした実験的検討を行いました。あわせて、園児の保護者の方を対象とした意識調査(子どもとの会話について・虐待被害を疑った時の確認方法について等)も実施しました。現在、子どもの聴き取りデータと保護者の調査データとの両面から分析を進めております。

●教育機関における子どもからの事実確認について、より良い知見の提供方法やタイミングについて検討し、成果発表を行いました。まず、第81回日本心理学会(2017年9月20日-22日:久留米シティプラザ)ポスター発表において、教育機関において虐待被害を疑った時の子どもからの聴き取りについて報告しました。本研究では、養護教諭を志望する大学生を対象に、子どもからの聴き取り(事実確認)に関する意識調査の結果について報告し、子どもから体験を聴くことに関する講義を聞いた後の調査結果と比較することにより、教育効果(研修効果)についても報告しました*。また、第59回日本教育心理学会(2017年10月4日:名古屋国際会議場)では、「子どもの面接研究の学校における活用に向けて」と題し、小・中学校教員を対象として実施した、虐待やいじめの被害・加害確認に関する意識調査の結果を報告しました。

今後は、これらの研究から得られた知見をもとに、事実確認と心身のケアの連携を促進する研修プログラムの構築を目指します。さらに、司法と福祉領域だけでなく、医療や心理、教育・保育を含めたより広い領域での連携の中で司法面接のスキルがよりよく位置づけられる一助になればと願っております。

最後になりましたが、田中グループにおける要素研究には大変多くの皆様からご協力をいただいております。心より御礼を申し上げます。

※本研究の詳細については、田中晶子(印刷中)「虐待被害を疑った時の子どもからの聴き取り 養護教諭志望学生を対象とした意識調査から」
四天王寺大学紀要第65号 にまとめております。

執筆紹介「子どもの司法面接とケア」

立命館大学総合心理学部 准教授 安田 裕子(田中グループ)

司法面接とは、被害にあった児童に被害事実を聴き取るにあたり、①正確な情報をより多く引き出しつつ、②子どもへの負担を最小限にすることを目的とした面接法です。子どもの認知・言語能力の発達の特徴、すなわち、出来事を語るうえでの記憶や被暗示性の特徴をふまえ、判断に役立つ正確な情報を引き出すために誘導や暗示の影響を最小限にして自発的な報告を最大限引き出せるように構造化されています。

司法面接は、1980年代にイギリスなどで児童への性的虐待が発覚したことで開発がなされ、日本でも児童虐待が表面化するなかで、司法面接が導入されました。事実確認のための司法面接と心身へのケアはともに必要であり、児童相談所、検察、警察をはじめ被害児童にかかわる専門機関による連携・協働は不可欠です。翻って、虐待被害の可能性に気づいた大人は、被害について決して聴き込まずに専門機関につなぐことが求められます。

このように、本著では子どもの虐待被害の発見と司法面接の必要性をはじめとして、司法面接における多機関・多職種連携や被害予防への展望につなげるかたちでまとめています。被害児童への司法面接とケアの重要性について、理解を進めていただけますと幸いです。



文献 安田裕子(2017) 子どもの司法面接とケア 指宿信(編) 犯罪被害者と刑事司法(シリーズ 刑事司法を考える 第4巻)(pp.192-209) 岩波書店

通訳・仲介者のいる面接のあり方と支援 (要素研究について)

羽瀧グループ活動報告

当研究グループでは、日本語を母語としない対象者から、できるだけ早く、かつ正確な情報を得る方法として、3つの方法(①通訳者を介して司法面接をする、②「やさしい日本語」を用いて司法面接をする、③質問紙を用いて母語で出来事を記述報告してもらう)について検討をおこなっています。今回は、②と③に関連して進めている研究を紹介いたします。

「日本語を母語としない対象者が供述場面で必要となる日本語会話能力とは ～ 実際の場面での利用を目指した 簡易型日本語会話能力評価テストの開発 ～

徳山大学 経済学部 立部 文崇



近年、日本で生活する外国人が生活者として市民権を得ていく中で、非日本語母語話者が日本語を使ってどのようなことができるのかを端的に評価・判定する必要性が高まっています。当研究グループでは、自然習得を含めた日本語学習者を対象として、「事件や事故などの非日常的な出来事の報告を、通訳を介さずに自力でおこなえるか否か」というレベルの判定について、ピンポイントに、かつ簡便に判定するテストの開発を進めています。これは、日本語を母語としない対象者が、「事件・事故」に遭遇した場合、自分が伝えたいことを誤解なく伝えられない可能性があるからです。すべてのケースで通訳を介することができればそれが最善であるのですが、対応できる通訳者の数と質の問題を考えると簡単なことではありません。そのため当研究グループでは、日本語で面接がおこなえるか否か、通訳の介入が必要か否かの効率的な判断をするために、日本語を母語としない対象者が「事件・事故」に遭遇した場合に用いることができる会話能力判定テストが必要だと考えています。

会話能力の測定の研究分野では、ACTFL-Oral Proficiency Test (以下、OPI) というテストがよく知られていますが、実際に「事件・事故」の場面でOPIを用いることを考えた場合、以下のような点において、支障があると思われます。

- ①テスト時間が30分以上かかる。
- ②誰でも判定できるわけではない(評価者の協力が必要。評価者になるには長期的な訓練が必要)。

現在、これらの問題点を克服すべく、「事件や事故などの非日常的な出来事の報告を、通訳を介さずに自力でおこなえるか否か」というレベルの判定について、訓練を受けた評価者でなくても短時間で判定できる簡易型日本語会話能力評価テストの開発を進めています。

「目撃者遂行型調査(SAI:Self-Adminstrated Interview)やさしい日本語版の開発」

徳山大学 福祉情報学部 羽瀧 由子
慶應義塾大学 先端研究センター 松尾加代

事件や事故などの当事者あるいは目撃者から話を聴く場合、出来事の発生からできるだけ時間をおかずには聴取をおこなうことが、正確な情報を得る上でとても大切です。しかし、面接のセッティング、通訳者の手配など、当日に面接をおこなうことは容易ではありません。

そこで当研究グループでは、事件や事故の発生直後に、当事者自身のことばで記録を残せる「目撃者遂行型調査(SAI:Self-Adminstrated Interview)」に着目しました。SAIは、記憶研究の知見に基づく認知面接の手法を反映して開発された質問紙で、事件や事故の発生直後に配布して当事者自身が出来事を記述して報告できるという長所があります。原版である英語版に加え、日本語版、オランダ語版、ドイツ語版など、いくつかの言語版がすでに開発されていますが、日本に滞在する外国人のすべての母語に対応した版を整備するには、まだまだ時間がかかります。そこで、当研究グループでは、日本で生活する外国人の多くが母語の次にわかる言語として「日本語」を挙げたという調査報告(国立国語研究所, 2009)に基づき、「やさしい日本語版」、すなわち、日本語の能力が初級の人でも理解できる日本語(日本語能力検定試験N5・N4、小学校3年生の国語の教科書の難易度)に翻訳し、やさしい日本語で書かれたSAIに外国人の母語で回答してもらう方法について検討をおこなっています。

「SAIやさしい日本語版」の有用性を検討するために、英語母語話者を対象にふたつの実験を行いました。実験1では、日本語が母語でない人が、「SAIやさしい日本語版」または一般的な自由再生で報告した場合の、正しい記憶の再生量を比較しました。実験参加者60名は、架空の車上荒らし未遂の動画の視聴後、「SAIやさしい日本語版」または自由再生(記述)で動画の内容を報告しました。自由再生の質問紙でも、教示は「やさしい日本語」で呈示され、両群とも報告は英語で行いました。実験2では、日本語レベルを低・中・高に分け、「SAIやさしい日本語版」による報告が、どの日本語レベルまで有効であるかを検討しました。実験参加者60名は、「やさしい日本語版」または「英語版」のSAIを使って、英語で報告をしました。

現在、両実験ともデータ分析の途中であるため、結果は別の機会に報告させていただきます。

トレーナー活動報告

トレーナーによる司法面接研修@島根

羽瀨由子先生＋島根県企画



2017年12月18日に島根県浜田市で実施されたトレーナーでもある羽瀨由子先生(羽瀨グループ代表)による司法面接研修(平成29年度 島根県市町村職員等スキルアップ研修会)を取材させていただきました。研修参加者の内訳は児童相談所職員12名、警察官6名、検察官4名、などの計24名で行われました。

研修内容は、立命館大学で実施される2日間研修の前半1日分の内容に沿って勧められました。基本的な2時間の講義と、2つのロールプレイです。羽瀨先生のご専門である「通訳を介した司法面接」の話題が追加されたり、2つ目のロールプレイでは2種類のシナリオを用いたり、1日ではありましたが、盛りだくさんの内容でした。



この研修は、最初は仲先生に連絡がありましたが、日程が合いませんでした。困っていたところ、トレーナーでもある羽瀨先生が手を上げてくれました。羽瀨先生の所属する徳山大学は山口県にあり、開催場所の島根県に隣接しています。

司法面接支援室のホームページではトレーナー一覧のページを用意しています(<http://forensic-interviews.jp/trainer/>)。近くに司法面接研修を行える先生がいないかな?と思った時に、閲覧していただくと嬉しいです。全員が情報を公開にしているわけではありません。掲載されていない地域に関しては、司法面接支援室に問い合わせてください。(文責 武田知明)

「特別区における司法面接への関心の高まり」

中野区子ども家庭支援センター 田中 淳一

2017年9月に立命館大学で行われたトレーナー研修に参加させていただき、11月末に特別区(東京)の心理職の有志による勉強会で「司法面接の概要と特別区における活用」と題した研修を行いました。当日は、各区の心理職に加え、児童相談所設置準備の担当者等(事務職、福祉職)計21人が参加しました。限られた時間ではありましたが、ビデオ等の機材を使用した体験の時間を多めに設定したこともあり、演習は想定以上に盛り上がりました。参加者からは、「新鮮だった」、「実際に体験して目から鱗が落ちた」、「バックスタッフの重要性を理解できた」、「検察や警察との多機関・多職種連携の重要性を強く感じた」といった感想のほか、「司法面接の勉強方法を教えてほしい」、「虐待対応に当たる職員にはマストの知識・スキルであり、他分野でも活用可能と思うので、すぐにでも職場や地域の関係機関(要対協)向けの研修を計画したい」といった相談や問合せが相次ぎ、反響の大きさに驚きました。

児童福祉法改正により、特別区においても、各区で児童相談所を設置できるようになり、設置に向けた検討・準備が進められています。各区における児童相談所の設置は東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年から始まり、最終的には特別区に20以上の児童相談所が新たに設置される予定です。これに伴い、児童福祉司や児童心理司の確保・育成も重要な課題の一つになっており、特別区職員研修所では、全国から児童福祉・心理分野の第一線の講師陣を招聘して専門研修を実施するほか、法定研修を含む専門研修の更なる拡充に向け、カリキュラム策定や職員の長期的な育成計画の検討を進めています。こうした中、司法面接への関心も急速に高まっており、来年度からは特別区職員研修所において2日間の司法面接研修が実施されることになりました。また、児童相談所設置後の司法機関との連携や協同面接実施に向けた関係作りも始まっているほか、私が働く中野区では、児童相談所を含む(仮称)総合子どもセンターの建設予定があり、司法面接のための面接室や機材等のハード面の整備について、司法面接支援室の武田先生からご助言をいただき、随時、設計に反映しています。まだ手探りのことも多いのですが、関係機関や地域の皆様の理解・協力を得て、地域の特性に合った新しい児童相談所を作っていきたいと思っております。



最後にになりましたが、今回の研修実施に際し、仲先生、司法面接支援室及び先輩トレーナーの皆様には、手厚くサポートしていただきました。また、日頃から多大なご支援をいただいておりますことを御礼申し上げます。

イベント実施リスト

イベント（シンポジウムなど）（2017年4月～2018年3月）

司法面接研修

実施リストは、仲グループで実施したもののみの掲載。トレーナーの研修実施状況については、司法面接支援室HPの「トレーナー紹介」をご参照ください。

5月20日	神奈川県(川崎市民アカデミー)
5月26日	埼玉県(児童相談所)
5月28日	東京都(子育てアドバイザー協会)
6月6日	長崎県(検察庁)
7月7日	三重県(警察本部)
7月11日	岡山県(警察本部)
7月19日	北海道(札幌市教育委員会)
7月24日	東京都(法務総合研究所)
7月25日～26日	神奈川県(警察本部)
7月31日～8月2日	立命館大学トレーナー8月研修
8月1日～2日	立命館大学8月司法面接研修
8月8日	大阪府(警察庁近畿管区)
8月21日	北海道(北海道障がい者虐待防止協会)
8月28日～29日	北海道(児童相談所)
9月11日～13日	立命館大学トレーナー9月研修
9月12日～13日	立命館大学9月司法面接研修
9月25日～26日	広島県(児童相談所；フォローアップ研修)
10月5日～6日	静岡県(警察本部)
10月10日	群馬県(検察庁)
10月17日	兵庫県(児童相談所)
10月30日～31日	沖縄県(警察本部)
11月3日～4日	鳥取県(弁護士会)
11月6日	長崎県(警察本部)
11月14日	東京都(法務総合研究所)
11月20日	長野県(児童相談所)
11月20日～21日	三重県(児童相談所)
11月27日～28日	大分県(警察本部)
12月4日～5日	岐阜県(検察庁)
12月18日	神奈川県(警察本部)
12月19日	岡山県(警察本部)
12月25日～26日	宮城県(児童相談所)
1月12日	福島県(児童相談所)
1月15日～16日	京都府(児童相談所)
1月23日	福岡県(警察本部)
2月20日～21日	岩手県(児童相談所)
2月23日～24日	兵庫県(弁護士会)
2月27日～28日	宮崎県(子ども家庭課)
3月3日～4日	千葉県(児童相談所)
3月5日～6日	愛知県(警察本部)

プロジェクト企画・実施イベント

- 5月4日～6日
ソウル市警察病院附属サンフラワー・センター(ワンストップセンター)/
チュンチョン市サンフラワー・センター(ワンストップセンター)視察
(仲グループ)
- 7月29日～30日
司法面接と多機関連携検討会～心身のケアと被害確認の連携～
(田中グループ)
- 7月31日～8月2日
立命館大学司法面接トレーナー研修 (仲グループ)
- 8月1日～2日
立命館大学司法面接研修 (仲グループ)
- 9月4日
通訳介入が必要な外国人を対象とした司法面接ワークショップ
(羽淵グループ)
- 9月11日～13日
立命館大学司法面接トレーナー研修 (仲グループ)
- 9月12日～13日
立命館大学司法面接研修 (仲グループ)
- 9月22日
日本心理学会第81回大会 公募シンポジウム
司法における実践の心理学：
日本で被告人となった外国人の心理査定 (羽淵グループ)
- 10月7日
日本教育心理学会第59回総会 自主企画シンポジウム
学校からの虐待通告 迅速な通告と有機的な多機関連携に向けて
(全体)
- 10月15日
法と心理学会第18回大会 ワークショップ
司法面接の新展開:外国人を対象とした司法面接の取り組み
(羽淵グループ)
- 10月15日
法と心理学会第18回大会 ワークショップ
司法における多専門・多職種連携と心理学：
外国人被告人の心理査定 (羽淵グループ)
- 11月4日
公益社団法人日本語教育学会支部活動【中国支部】
外国人と関わる実務家のためのワークショップ
外国人から話(体験)を聴く方法
～司法面接(NICHDガイドライン)を学ぼう～ (羽淵グループ)
- 1月20日～21日
司法面接トレーナー報告会 (仲グループ)
- 3月24日
日本語教育学会「交流のひろば」
誘導せずに相手から話を聴く方法～NICHDガイドラインに基づく
面接を体験してみよう～ (羽淵グループ)

国立研究開発法人「科学技術振興機構 (JST)」
社会技術研究開発センター (RISTEX)
研究開発領域「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」

多専門連携による 司法面接の実施を促進する 研修プログラムの開発と実装

プロジェクト代表

立命館大学 総合心理学部教授
(北海道大学名誉教授)
仲 真紀子

司法面接支援室

567-8570 大阪府茨木市岩倉町2-150
(B棟5階OICリサーチオフィス気付)
立命館大学 大阪いばらきキャンパス
OIC総合研究機構
TEL/FAX 072-665-2488
child@forensic-interviews.jp
<http://forensic-interviews.jp>

2018年2月発行